

茂総職第56号
令和8年6月5日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡沢 与志隆 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和7年12月16日 付け茂監第65号)

総合企画部	職員課
監 査 結 果	
<p>・人口減少・少子高齢化等により人口構造が変化している社会においては、持続可能な行政運営により住民生活を支えていくことが求められているため、優秀な人材の確保が必要不可欠である。職員採用にあたっては、先進市の事例等を参考に、募集の時期や期間、採用範囲の拡大など、さまざまな方法を検討し、優秀な人材確保に取り組まれない。</p> <p>・職員のメンタルヘルス不調防止にあたっては、ストレスチェックや保健師・産業医による面談だけでなく、職員課としてもヒアリングを行うなど積極的に関与されたい。また、カスタマーハラスメントがメンタルヘルス不調の一因と考えられることから、対策マニュアル等を早急に策定し、関係各課と連携し、取り組まれない。</p>	
措 置 内 容	
<p>・令和7年度に実施した採用試験においては、試験応募者の確保を目的に2回の試験を実施した。また、専門職以外においても社会人経験者の募集を実施するとともに、公務員経験による採用枠を新たに設け、人材確保に取り組んだ。</p> <p>・精神的な不調が懸念される職員に対しては、職員課での面談を行うとともに、必要があれば保健師・産業医との面談や専門医への受診を進めている。また、カスタマーハラスメントの対策として令和8年1月19日付で茂原市職員カスタマーハラスメント対策要綱及び茂原市職員カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定した。</p>	